

請願第 1 号 報告事項No. 1

令和 6 年 5 月 30 日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満様

請願者 川崎市川崎区
川崎正論の会
会長 佐藤 健二

中学校教科書採択についての請願

1. 請願趣旨

- (1) 中学校歴史・公民教科書の採択にあたっては、教育基本法改正の趣旨及び学習指導要領の目標・内容を観点として最もふさわしい教科書を採択してください。
- (2) 中学校歴史・公民教科書の採択にあたっては、以下の記述内容に留意して採択してください。
 - ① 1937年のいわゆる「南京事件」に関する記述について
 - ② 「慰安婦」に関する記述について
 - ③ 「LGBT」に関する記述について

2. 請願理由

- (1) 教育基本法は平成18年に改正され、今回採択される教科書の使用期間中に20年目を迎えます。教育基本法の改正は、戦後の教育が個人主義に偏りすぎたとの反省に立ち、「豊かな情操と道徳心を培う」「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛する態度の育成」などを主な改正点として行われ、学習指導要領の総則にも明記されました。また、教育基本法第1条（教育の目的）は「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めており、日本国民を育成するというわが国の教育の目的を達成する上でも極めて重要です。この機会に改めて改正の原点に立ち返り、改正の趣旨に最もふさわしい教科書を採択してください。
- (2) ①いわゆる「南京事件」について、外務省ホームページには、非戦闘員の殺害や略奪行為があったことは否定できないが、被害者の具体的人数を認定することは困難であるという趣旨の記載があります。令和5年4月3日の参議院決算委員会で、この記載の根拠を問われた林外務大臣（当時）は、「外務省が作成したものは確認できておりませんが、政府機関で作成されたものとしては、1975年に出版されました当時の防衛庁防衛研修所戦史室による戦史叢書「支那事变陸軍作戦」第一巻において該当する記述がある」と答弁しました。戦史叢書は、いわゆる「南京事件」について「遺憾ながら同攻略戦において略奪、婦女暴行、放火等の事犯が頻発した、これに対し軍は法に照らし厳重な処分を



した」と記すと共に、東京裁判についても「これらの数字（東京裁判の判決）は全く信じられない」としています。すなわち、戦闘中の混乱で偶発的な事犯があったということであり、意図的・組織的な虐殺があったことなどを認めている訳ではなく、教科書にはこうした政府見解を踏まえた記述が求められます。

- (2)－②政府は令和3年4月27日の閣議で、慰安婦問題や強制労働等についての質問主意書に対する答弁書を決定しました。答弁書では、政府が調査した公文書等の資料に「従軍慰安婦」という用語はないこと、また、「（従軍）慰安婦」が軍により「強制連行」されたという虚偽の言説が、新聞報道などにより流布された経緯を踏まえ、「従軍慰安婦」という用語を用いることは誤解を招く恐れがあり不適切であるとしています。

また近年の研究によれば、「慰安婦」は対価を得ており性奴隷説などが虚偽の言説であることが一層明確になりました。「慰安婦」を教科書に記載することは誤解を招きやすく、生徒の発育段階に照らしても適切ではありません。また、教育基本法及び学習指導要領の規定からも必要性がありません。

- (2)－③「LGBT理解増進法」が成立しましたが、審議過程において、トイレ・浴場・スポーツなどで男女の身体差に基づく区別が撤廃されることによる生来の女性の権利への影響や、海外で生じている「言論の自由」「信教の自由」との衝突、発達段階を考慮しない過激な教育実践に対する懸念などが指摘されました。その結果、第12条に「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」、第6条に「学校の児童、生徒又は学生の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」との文言が追加になりました。こうした状況を踏まえ、厚労省は公衆浴場の利用に関し男女の身体的特徴で判断すること、また文科省は児童生徒の発達段階を踏まえた慎重な配慮と教育の中立性の確保を求める通知を発出しています。教科書にはこのような事情を充分踏まえた記述が求められます。

以上